

第2 行政評価・監視の結果

調査の結果	説明図表番号
<p>1 PFIの推進に関する施策の実施状況等</p> <p>(1) PFIを巡る動向</p> <p>ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の制定等</p> <p>PFI (Private Finance Initiative) は、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同じ水準のサービスをより安く、又は、同じ価格でより上質のサービスを提供する手法である。</p> <p>我が国では、平成 11 年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）が制定され、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、同法に基づく民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「PFI事業」という。）が実施されている。</p> <p>国の厳しい財政状況の中、必要な社会資本整備や老朽化に伴う既存施設の維持管理・更新需要に民間の資金や創意工夫を最大限活用していく必要があることなどから、平成 23 年にはPFI法が改正され、①PFI事業対象施設の見直し（公営住宅を賃貸住宅に改めたほか、船舶、航空機、人工衛星を追加）、②民間事業者による提案制度の導入、③公共施設等運営権の導入等に係る規定が新たに追加された。</p> <p>イ 推進・検討体制</p> <p>国は、平成 23 年のPFI法の改正において、PFI事業を一層推進するため、民間資金等活用事業推進会議（以下「PFI推進会議」という。）及び民間資金等活用事業推進会議幹事会を設置し、また、従来から設置されている民間資金等活用事業推進委員会（以下「PFI推進委員会」という。）も含め、PFIに関する重要施策についての審議等を実施している。さらに、内閣府においては、民間資金等活用事業推進室（以下「PFI推進室」という。）が設置されており、各府省と連携したPFI推進施策の取りまとめや、PFIに関する地方公共団体等への助言・支援（制度研究、事例把握等）を実施している。</p> <p>また、平成 25 年のPFI法の改正に基づき、同年 10 月、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「推進機構」という。）が設立された。推進機構は、インフラ整備等への民間投資を促進し、インフラ投資市場の拡大を図ることにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等を一層促進するため、独立採算型PFI事業等を実施する民間事業者に対する支援を行うことを目的としており、事業者に対する出資、資金の貸付け、助言、専門家の</p>	<p>図表 1-(1)-①</p> <p>図表 1-(1)-②</p> <p>図表 1-(1)-③</p>

派遣等の業務を行うこととされている。

なお、平成 26 年度末現在、推進機構は、4 事業について支援決定を行っている。

ウ PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランの策定等

国は、できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくため、平成 25 年 6 月に「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定。以下「アクションプラン」という。）を策定し、今後 10 年間（平成 25 年～34 年）で 12 兆円規模に及ぶ事業を重点的に推進することとしている（注）。

また、平成 26 年 6 月に「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」（平成 26 年 6 月 16 日民間資金等活用事業推進会議決定。以下「集中強化期間取組方針」という。）が策定され、アクションプランにおける公共施設等運営権方式の事業規模の目標を前倒して取り組むこととされた。

（注）「PPP」（Public Private Partnership）とは、PFI を内包する概念であり、官民連携による広義の事業方式をいう。

エ インフラの老朽化対策における PPP/PFI の活用

平成 25 年 11 月の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の策定を受け、総務省では「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号。各都道府県知事、各指定都市市長宛て総務大臣通知）において、地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」の策定を要請するとともに、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 75 号。各都道府県公共施設マネジメント担当部長等宛て総務省自治財政局財務調査課長通知）において、同計画の策定に当たっての指針を示すとともに、公共施設等の更新等に際しての PPP/PFI の積極的な活用の検討及び公共施設等に関する情報の積極的な公開について要請している。

オ PFI に関するガイドライン及びマニュアルの見直し等

PFI 推進会議では、国が PFI 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI 事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示した次のガイドラインを作成している。

- ① PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（平成 13 年 1 月 22 日策定。以下「プロセスガイドライン」という。）
- ② VFM（注）に関するガイドライン（平成 13 年 7 月 27 日策定。以下「VFM

図表 1-(1)-④

図表 1-(1)-⑤

図表 1-(1)-⑥

図表 1-(1)-⑦

ガイドライン」という。)

- ③ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成 25 年 6 月 6 日策定。以下「公共施設等運営権ガイドライン」という。)
- ④ P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成 13 年 1 月 22 日策定。以下「リスク分担ガイドライン」という。)
- ⑤ モニタリングに関するガイドライン（平成 15 年 6 月 23 日策定。以下「モニタリングガイドライン」という。)
- ⑥ 契約に関するガイドラインー P F I 事業契約における留意事項についてー（平成 15 年 6 月 23 日策定）

(注) VFM (Value For Money) とは、VFMガイドラインにおいて、一般に「支払いに対して最も価値の高いサービスを提供する」という考え方である。同一の目的を有する 2 つの事業を比較する場合、支払いに対して価値の高いサービスを提供する方を他に対し「VFMがある」といい、残りの一方を他に対し「VFMがない」というとされている。

国が実施する P F I 事業については、これらのガイドラインに沿って、事業を実施することが望ましいとされており、また、同ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものであるとされている。

また、P F I 推進委員会では、P F I 事業全体の取組を推進するため、平成 25 年 11 月 28 日に開催した同委員会において、次のワーキンググループ (WG) を設置し、各ガイドラインの検証・見直しを行っている。

① VFM・リスク分担WG

独立採算型事業や収益施設併設・活用型事業等におけるVFMの評価やリスクの勘案を的確に実施するため、VFMガイドライン及びリスク分担ガイドラインの在り方等を検討

② モニタリング・事業促進WG

民間の創意工夫の活用やサービスレベルの測定等を的確に推進するため、モニタリングガイドラインの在り方や地方公共団体の取組を促進するための更なる方策等を検討

③ 手続き簡易化WG

主に施設整備事業を対象とした事業実施プロセスの迅速化を図るため、手続き簡易化の可能性やプロセスガイドラインの在り方等を検討

手続き簡易化WGでは、P F I 導入に当たっての課題として、事務負担の軽減や手続き期間の短縮が指摘されていることから、サービス購入型 P F I 事業を対象に、P F I 手続きの簡易化方法について検討を行い、平成 26 年 6 月 16 日に、手続きの簡易化に関連し、プロセスガイドライン及びVFMガイドラインについて、他のWGの成果に先行して改正している。

また、P F I 推進委員会では、プロセスガイドライン及びVFMガイドラインの改正に合わせ、P F I 事業未実施地方公共団体における P F I 事業の普及を念頭に、地方公共団体の実務担当者を対象として、手続き簡易化の具体的な方策を解

図表 1-(1)-⑧

<p>説するとともに、手続に必要な書類作成のための各種作成素材を付した「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」（以下「簡易化マニュアル」という。）を平成26年6月16日に作成している。</p> <p>さらに、PFI事業は、①行政主導で事業が実施されることが多いこと、②PFI事業を実施している地方公共団体は全体の1割程度と低調となっていること、③入札参加者がおらず不調に終わるPFI事業があるなどの状況がみられたことから、平成23年のPFI法改正において、民間事業者の積極的なPFI事業への参入を促進し、そのノウハウを十分に活用することを目的として民間提案制度が導入された。これを踏まえ、モニタリング・事業促進WGでは、平成26年12月に「PFI事業民間提案推進マニュアル」を作成し、この中で、民間提案の実施手続について、i) 対象事業の抽出、ii) 提案受付に係る窓口、提案書作成に必要な情報提供、iii) 提案に係る検討体制、iv) 提案に対するインセンティブ等について先導的な取組事例を紹介しているほか、提案書のひな型などが提示されている。</p>	<p>図表1-(1)-⑨</p> <p>図表1-(1)-⑩</p>
<p>(2) PFI事業の概況</p> <p>PFI事業は、PFI法に規定されたプロセスに沿って実施されるものであり、①事業の提案、②実施方針（注1）の策定及び公表、③特定事業の評価・選定、公表、④民間事業者の募集、評価・選定、公表、⑤事業契約の締結等、⑥選定事業（注2）の実施、監視等のプロセスで行われ、事業契約等に定める事業の終了時期となったとき、選定事業は終了となる。</p> <p>（注1）実施方針とは、特定事業の選定、民間事業者の選定等に関する方針をいう。 （注2）選定事業とは、PFI法第7条の規定により選定された特定事業をいう。また、同法第2条第5項において、同法第8条第1項の規定により選定事業を実施する者として選定された者を選定事業者という。</p>	<p>図表1-(2)-①</p>
<p>実施方針が公表されたPFI事業数の平成11年度から25年度末までの推移をみると、14年度から19年度まで、毎年ほぼ40事業超で推移していたが、20年度以降は減少し、22年度は15事業となった後、再び増加傾向にある。また、これらの事業費の推移をみると、13年度から20年度は増加傾向にあり、17年度から20年度までは毎年5,000億円超で推移していたが、21年度以降減少傾向にある。さらに、25年度末現在までの累計の事業数は440事業、事業費は合計で4兆3,000億円となっている。</p> <p>平成25年度末までに実施方針が公表された440事業について、事業主体別等にみると、次のとおりとなっている。</p>	<p>図表1-(2)-②</p>
<p>ア 事業主体別のPFI事業数</p> <p>PFI事業数を事業主体別にみると、市区町村（注1）が194事業（44.1%）、都道府県が90事業（20.5%）、国（注2）が65事業（14.8%）、政令指定都市が50事業（11.4%）、独立行政法人等が41事業（9.3%）となっており、4割以上が市区町村が実施する事業となっている。</p>	<p>図表1-(2)-③</p>

(注1)「市区町村」には政令指定都市を含まない。さらに、平成25年度末時点では政令指定都市であるものの、実施方針公表時点では政令指定都市でなかった場合については、市区町村の実績として計上している。

(注2)「国」は1府11省(内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)のほか、衆議院、参議院及び最高裁判所をいう。

イ 国のPFI事業の府省別の内訳

国の65のPFI事業(複数府省共管の事業を含め延べ79事業)の府省別の内訳をみると、財務省が29事業(36.7%)、国土交通省が29事業(36.7%)、内閣府が5事業(6.3%)、法務省が5事業(6.3%)などとなっており、庁舎や宿舍の整備を所管する財務省及び国土交通省が実施するPFI事業が多くなっている。

図表1-(2)-④

ウ 国及び地方公共団体におけるPFI事業の実施割合

国及び地方公共団体におけるPFI事業の実施割合をみると、国は15府省等のうち10府省等(66.7%)、都道府県は47都道府県のうち28都道府県(59.6%)、政令指定都市は20市のうち13市(65.0%)でPFI事業を実施している。一方、市区町村は1,722市区町村のうち、147市区町村(8.5%)となっている。

図表1-(2)-⑤

エ 事業分野別のPFI事業数

PFI事業数を事業分野別にみると、学校、図書館などの教育と文化に係る施設に係るものが150事業(34.1%)、病院、浄化槽などの健康と環境に係る施設に係るものが78事業(17.7%)、公園、公営住宅などのまちづくりに係る施設に係るものが56事業(12.7%)などとなっている。

図表1-(2)-⑥

オ 事業方式別のPFI事業数

PFI事業数を事業方式(注)別にみると、BTO方式を採用しているものが314事業(71.4%)、BOT方式を採用しているものが54事業(12.3%)、RO等の方式を採用しているものが22事業(5.0%)などとなっている。

図表1-(2)-⑦

(注)1 BTO方式とは、「Build-Transfer-Operate方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工直後に公共部門に施設所有権を移転後、公共部門の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式である。

2 BOT方式とは、「Build-Operate-Transfer方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工後も対象施設を所有し続けたまま維持管理及び運営を行い、事業期間終了時に公共部門に施設所有権を移転する事業方式である。

3 RO方式とは、「Rehabilitate-Operate方式」の略で、選定事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を事業期間終了時まで行う事業方式である。

(3) アクションプランに基づく取組の推進状況

平成11年にPFI法が制定されて以降、利用料金等の税財源以外の収入により費用を回収するPFI事業は僅かであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活

用して、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するという P F I 法の本来の目的は十分に達成されているとは言い難い状況となっている。

このような状況を踏まえ、国は、更なる公的負担の軽減を図り、民間投資を喚起するためにアクションプランを策定し、この中で重点的に推進する以下の 4 つの事業類型を示している。このアクションプランに基づく取組の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）にも盛り込まれている。

- ① 公共施設等運営権制度を活用した P F I 事業
- ② 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する P F I 事業等
- ③ 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした P P P 事業
- ④ その他の事業類型

また、「成長戦略進化のための今後の検討方針」（平成 26 年 1 月 20 日産業競争力会議決定）において、P P P / P F I の活用促進に向けた事業環境・体制の整備について検討を加えることとされ、これを受けて、産業競争力会議フォローアップ分科会（立地競争力等）において、アクションプランにおいて求められている公共施設等運営権制度と指定管理者制度の手の一体的実施や運営権者への公務員の出向等の取組等についての検討が行われ、集中強化期間取組方針が策定された。集中強化期間取組方針では、アクションプランにおける公共施設等運営権方式の事業規模目標を前倒して取り組むこととされ、平成 26 年度から 28 年度までの集中強化期間における、重点分野（空港、水道、下水道、道路）の事業規模及び事業件数の目標が設定された。この集中強化期間取組方針の内容は、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）及び「「日本再興戦略」改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においても盛り込まれている。

ア アクションプランに基づく各府省等の取組状況

今回、各府省及び地方公共団体におけるアクションプランの事業類型ごとの取組状況を調査した結果は、以下のとおりである。

(7) 公共施設等運営権制度を活用した P F I 事業

アクションプランでは、本事業を推進するため、①空港、上下水道及び有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入、②公共施設等運営権制度及び指定管理者制度の一体的手続、③公務員の出向等に関する法的根拠の整備等の具体的取組を推進することとしている。

平成 26 年 12 月現在、空港 3 事業（但馬空港運営事業、仙台空港特定運営事業、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業）及び独立行政法人国立女性教育会館公共施設等運営事業の 4 事業について、公共施設等運営権制度を活用した事業の実施方針が公表され、取組が進められている。

なお、アクションプランに基づき、内閣府等による案件形成支援事業の実施、横断的なワンストップ窓口の設置等の具体的取組も進められている。

a 空港、上下水道及び有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入

図表 1-(3)-①

図表 1-(1)-⑤
(再掲)

<p>空港については、空港への公共施設等運営権制度の導入を推進するため、平成 25 年に民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号。以下「民活空港運営法」という。）が制定されるなどしている。</p> <p>また、上水道については、厚生労働省が、平成 26 年 3 月に「水道事業における官民連携に関する手引き」を策定するなどしており、下水道については、国土交通省が、平成 26 年 3 月に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」を策定している。</p> <p>さらに、道路については、平成 24 年 3 月に、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とするようにとの愛知県からの構造改革特別区域制度における規制の特例措置の創設の提案を受け、27 年 4 月に「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」が閣議決定されている。</p>	<p>図表 1-(3)-② 図表 1-(3)-③ 図表 1-(3)-④ 図表 1-(3)-⑤ 図表 1-(3)-⑥ 図表 1-(3)-⑦ 図表 1-(3)-⑧</p>
<p>b 公共施設等運営権制度及び指定管理者制度の一体的手続</p> <p>内閣府は、公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定について、手続を一体的に行えるよう、条例の制定等に関して留意すべき事項を公共施設等運営権ガイドラインにまとめ、平成 25 年 6 月に公表した。</p> <p>また、空港、上水道及び下水道事業の公共施設等運営権設定時における指定管理者制度の必要性について、各施設の所管省と指定管理者制度を所管する総務省が協議を行い、その結果、それぞれ公共施設等運営権の導入に当たって、指定管理者制度の指定は不要であると結論付けられている。</p> <p>総務省では、このほかに「地方公共団体における公共施設等運営権制度導入手続調査研究報告書」（平成 26 年 3 月）の公表などを行っている。</p>	<p>図表 1-(3)-⑨</p>
<p>c 公務員の出向等に関する法的根拠の整備</p> <p>内閣府では、公務員を運営権者へ出向させるため、P F I 法の改正を検討しており、平成 27 年 3 月 24 日に P F I 法の改正案が閣議決定されている。</p>	<p>図表 1-(3)-⑩</p>
<p>(4) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する P F I 事業等</p> <p>アクションプランでは、本事業を推進するため、①収益性の高い事業を P F I 事業等として実施する案件形成の支援・促進、②事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援、地方公共団体への周知・推奨等による案件形成及び事業化の促進、③高速道路（特に大規模改修が必要な首都高）等の公共施設の維持・更新における P P P 的手法の導入検討等の具体的取組を推進することとされている。</p> <p>これを受けて、警察庁では、警察施設に収益施設を併設する P F I 事業の導入について検討を進め、導入事例をモデルとして、各都道府県警察に情報提供することを検討している。</p> <p>また、国土交通省では、道路上部空間の利用等を可能とする道路法（昭和 27</p>	

年法律第 180 号) 等の改正を踏まえ、首都高速道路築地川区間等をモデルケースとし、都市再生と連携した高速道路の老朽化対策の具体化に向けた検討を進めている。

(ウ) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした P P P 事業

アクションプランでは、本事業を推進するため、①民間提案に係るガイドラインの発出、②道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用等の具体的取組を推進することとされている。

これを受けて、内閣府は、平成 25 年 6 月にプロセスガイドラインの改正を行い、民間事業者の提案に係る記述を追加した。

また、国土交通省では、平成 25 年 7 月、地方整備局等に対し、「道路占用制度の弾力化による道路維持管理への民間活用について」(平成 25 年 7 月 1 日各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長宛て道路局路政課長通知) を発出し、太陽光発電設備やオープンカフェ等の大型占用物件は、エネルギー関連ビジネスや地域の観光産業の強化に資するとして、道路占用料を減額している。また、民間活力の活用によって財政支出の軽減を図るため、占用主体が道路の維持管理(道路施設への電力供給又は占用区域周辺の除草、清掃)を実施できることとした。これらの措置を活用した事例としては、平成 25 年度に札幌駅・大通駅周辺地区オープンカフェ事業が開始されており、同省では、同制度の運用による好事例を集めて公表し、更なる普及・促進を図ることとしている。

(エ) その他の事業

アクションプランでは、従来から取り組んできた P F I 事業についても、民間事業者の創意工夫を喚起し、公的負担の軽減を図ることが重要とされている。

国土交通省では、平成 26 年度から、公営住宅整備事業に係る P F I 導入可能性調査に係る費用を社会資本整備総合交付金の交付対象としている。

また、P F I 事業を B O T 方式で実施する場合、従来は地方公共団体を經由して民間事業者に対し補助金を交付していたが、平成 26 年度からは民間事業者に直接補助することができるよう、制度を拡充した。

イ 地方公共団体の対応

アクションプランについては、平成 26 年 6 月に内閣府及び総務省から都道府県及び市区町村に周知されており、その中で、地方公共団体は、アクションプランの方針を踏まえ、P F I 事業の円滑な実施に努めることとされている。

今回、調査対象とした地方公共団体の P F I 事業の取組状況を調査した結果、①収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する事業、②複数施設の整

図表 1-(3)-⑪

<p>備を束ねて一つの事業とする包括的な契約、③公有地を活用した定期借地権方式によるPPP事業などに取り組む地方公共団体がみられた。これらは、アクションプラン策定前から地方公共団体独自の工夫により取り組んでいる先進的な事例であると考えられる。</p>	
---	--

図表 1-(1)-① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設

二 庁舎、宿舍等の公用施設

三 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設

五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）

六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 公共施設等の管理者である各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。）又は特定事業を所管する大臣

二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長

三 公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。以下「公共法人」という。）

4 この法律において「選定事業」とは、第七条の規定により選定された特定事業をいう。

5 この法律において「選定事業者」とは、第八条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であって、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(1)-② P F I 制度の推進・検討体制に係る規定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（抜粋）

（民間資金等活用事業推進会議）

第 81 条 内閣府に、特別の機関として、民間資金等活用事業推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の案を作成すること。
- 二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策に関する重要事項について審議し、及びその施策の実施を推進すること。

（略）

第 82 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

（略）

民間資金等活用事業推進会議幹事会について（平成 24 年 8 月 1 日付け民間資金等活用事業推進会議会長決定）（抜粋）

1 民間資金等活用事業推進会議令（平成 23 年政令第 177 号）第 3 条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連絡の下、民間資金等活用事業推進会議における基本方針の案の作成、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整、その施策の実施の推進等に資することを目的として、民間資金等活用事業推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会の構成員は、以下のとおりとする。ただし、幹事会の議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣府審議官

副議長 内閣官房内閣審議官

内閣府政策統括官（経済財政-経済社会システム担当）

国土交通省総合政策局長

構成員 内閣府民間資金等活用事業推進室長

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁長官官房総括審議官

金融庁総務企画局総括審議官

消費者庁次長

復興庁統括官

総務省大臣官房地域力創造審議官

法務省大臣官房長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房総括審議官

文部科学省大臣官房総括審議官
厚生労働省政策統括官（社会保障担当）
農林水産省大臣官房総括審議官
経済産業省地域経済産業審議官
環境省大臣官房長
防衛省経理装備局長

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（抜粋）

（民間資金等活用事業推進委員会）

第 83 条 内閣府に、民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

（略）

第 84 条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。

2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

（略）

民間資金等活用事業推進室の設置に関する訓令（平成 13 年内閣府訓令第 6 号）（抜粋）

第 1 条 内閣府本府に、民間資金等活用事業推進室（以下「推進室」という。）を置く。

第 2 条 推進室は、政策統括官（経済社会システム担当）の職務を助け、次に掲げる事務を行う。

（1）行政各部の施策の統一を図るために必要となる経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項のうち民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関するものの企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 2 項第 2 号に掲げる事務を除く。）。

（2）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 4 条第 1 項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

（3）民間資金等活用事業推進委員会に関すること。

（略）

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(1)-③ P F I 制度の推進・検討体制の概要

組織名 (設置根拠)	設置年月日	構成員	業務内容等
民間資金等活用事業推進 会議 (P F I 法第 81 条)	平成 23 年 6 月 30 日	国務大臣	基本方針案の策定、重要施策に関 する審議・実施推進
民間資金等活用事業推進 会議幹事会 (民間資金等活 用事業推進会議会長決定)	平成 24 年 8 月 1 日	各府省庁大 臣官房長等	関係行政機関相互の調整
民間資金等活用事業推進 委員会 (P F I 法第 83 条)	平成 11 年 9 月 24 日	学識経験者	P F I 制度等に対する調査・審議
内閣府民間資金等活用事 業推進室 (平成 13 年内閣府 訓令第 6 号)	平成 13 年 1 月 6 日	現員 19 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 推進のための制度整備 ・ 各府省と連携し、P F I 推進の ための施策の取りまとめ ・ P F I に関する地方公共団体等 への助言・支援

(注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

2 内閣府民間資金等活用事業推進室の現員数は、平成 26 年 11 月 1 日現在。

図表 1-(1)-④ P P P / P F I の抜本改革に向けたアクションプラン (平成 25 年 6 月 6 日
民間資金等活用事業推進会議決定) (抜粋)

1 趣旨

平成 11 年に P F I 法 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律。以下「法」という。) が制定されてから平成 24 年度まで、P F I 事業の実績は、事業件数 418 件、契約金額で約 4 兆 1 千億円となっている。しかし、その約 4 分の 3 は、P F I 事業者が整備した施設等の費用と事業期間中の管理費等を、公共施設等の管理者等が税財源から「延べ払い」で支払う方式であり、この方式によらず税財源以外の収入 (利用料金等) により費用を回収する事業はわずか 21 件にすぎない。民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するという法の本来の目的が必ずしも十分に達成されているとは言い難い状況にある。

財政状況が厳しさを増す中、かつて経済成長を支えたインフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策が課題となっており、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を両立させるために、民間の資金・ノウハウを最大限活用することは急務である。そのためには、官と民が適切に連携することにより最適な公共サービスの提供を実現するという、P P P / P F I の本来の趣旨に立ち返り、できるだけ税財源に頼ることなく、かつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。

こうしたことから、P P P / P F I について抜本的な改革を行うこととし、民間資金等活用事業推進会議における従前の決定事項の趣旨も踏まえ、新たに、その目標及び具体的取組についての包括的な方針を定めるものである。

2 基本的な考え方

インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であり、今後は、民間の資金・ノウハウを活用することにより、インフラの運営・更新等の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については P F I 事業を積極的に活用することを基本とする。

その際、P F Iについて、従来から多く実施されてきた「延べ払い型」からの抜本的な転換を目指すこととし、平成 23 年度改正法により導入された「公共施設等運営権制度」の活用を推進するとともに、収益施設を併設・活用すること等により事業の収益性を高め、税財源以外の収入等で費用を回収する方式の活用・拡大を図る。

さらに、より広義なP P P（官民連携）について、民間のイニシアチブで最適なサービスの提供を実現し、もって地域の価値や住民満足度の最大化を図るというP P Pの効果を最大限発揮させるために、公的不動産の有効活用などを通じて民間の提案を大胆に取り入れた事業を推進することとする。

こうしたP P P / P F Iの抜本改革を通じて、公的負担の軽減を図りつつ、民間投資も喚起し、官民連携によるシナジー効果を高め、経済再生や豊かな国民生活に資するインフラの整備・運営・更新を実現する。

また、このような収益性の高い事業を推進することで、インフラファンド等による民間資金の供給が促進されることが期待される。インフラ投資市場が活性化することで、民間の資金提供者の目利き力と提案力、リスク管理能力が発揮され、そのことが事業の成立性を高めることにつながる、という好循環が生まれることになる。

3 目標及び具体的取組

上記の考え方を踏まえ、民間と地域の双方にとって魅力的なP P P / P F I 事業として、今後 10 年間（平成 25～34 年）で 12 兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおりとする。

※ なお、事業規模目標については、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

- (1) 公共施設等運営権制度を活用した P F I 事業：2～3 兆円
（略）
- (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する P F I 事業等：3～4 兆円
（略）
- (3) 公的不動産の活用など民間の提案を活かした P P P 事業：2 兆円
（略）
- (4) その他の事業類型：3 兆円
（略）

図表 1-(1)-⑤ PPP/PMIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)
(抜粋)

2 集中強化期間における重点分野及び数値目標の設定

上記を踏まえ、集中強化期間における重点分野及び数値目標を設定する。

- ① 向こう3年間(平成26年度から28年度)を集中強化期間とする。
- ② 空港、水道、下水道、道路を集中強化期間において公共施設等運営権方式の事業を推進する重点分野とする。
- ③ 集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業の数値目標は以下のとおりとする。
 - (1) 事業規模目標：2～3兆円
 - (2) 事業件数目標：空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

3 集中強化期間における重点的な取組

集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業等の拡大に向け、各府省が連携しつつ、地方公共団体の協力も得ながら、別紙の取組を推進する。

(別紙)

【事業環境の整備等】

- ・ 関西国際空港・大阪国際空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・ 仙台空港における運営権者への必要な業務・ノウハウ承継の実施、仙台空港等の先行事例の検証や民間ニーズの把握に併せた公務員出向等に関する法的根拠の整理等を進め、必要に応じ所要の措置の実施
- ・ 上下水道における会計上の処理方法に関し、更新投資の償却や税金などの費用処理についての実務的な観点からの整理
- ・ 下水道における実施契約や要求水準の項目や考え方等の整理・公表
- ・ 水道における公共施設等運営事業に係る既存制度を適用する仕組みの検討
- ・ 公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定時の地方公共団体側の業務の地方公営企業法上の取扱、運営権者への公務員の出向等及び下水道分野における公共施設等運営権制度を活用したPMI事業に対する地方公共団体向けの国庫補助制度の適用等の関連制度について、必要な通知の発出及びガイドライン・手引きの改正等による解釈の明確化
- ・ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置
- ・ 道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の改正を踏まえ、首都高速道路築地川区間をモデルケースとしPPPの活用について検討を推進

【地域への支援等】

- ・ 地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・ 地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、国・地方による支援のあり方の検討

- ・ 重点分野を所管する省庁及び総務省における標準的な資産台帳の整備及びアセットマネジメントに係る達成目標の設定や支援の方策の検討
- ・ 民間資金等活用事業推進機構の案件形成支援機能等の活用・強化
- ・ 地域企業のノウハウ習得や地域人材の育成に向けた、産官学金からなる地域プラットフォームの形成促進
- ・ 事業遂行力向上のための地方公共団体間ネットワークの創出
- ・ 関係府省における法務や会計等の専門人材の登用を含めた体制の強化・充実及び案件形成支援の強化

図表 1-(1)-⑥ 公共施設等総合管理計画の策定

公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号。各都道府県知事、各指定都市市長宛て総務大臣通知）

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 75 号。各都道府県公共施設マネジメント担当部長等宛て総務省自治財政局財務調査課長通知）（抜粋）

第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項

五 PPP/PFI の活用について

公共施設等の更新などに際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討にあたっては、PPP/PFI の積極的な活用を検討されたいこと。また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努めること。

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(1)-⑦ P F I 事業の実施プロセスにおける手続・留意点の概要等

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（抜粋）

本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示すものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 25 年 9 月 20 日閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(1)-⑧ 地方公共団体向けサービス購入型 P F I 事業実施手続簡易化マニュアル（平成 26 年 6 月）（抜粋）

はじめに

本マニュアルは、平成 25 年 12 月から 26 年 4 月までの間に P F I 推進委員会の下に設置された「手続簡易化ワーキンググループ」（以下「本WG」という。）において検討された P F I 事業の円滑化・迅速化に資する手続簡易化に関する検討結果をまとめたものです。

P F I 法が施行されてから約 15 年が経過する中、P F I 事業の実施経験がある地方公共団体は未だ約 1 割です。その原因の 1 つとして、P F I は「時間がかかる」、「発注手続等が面倒」といった声があります。

このような実態を踏まえ、P F I 事業の実施に関する一連の手続については、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（以下「プロセスガイドライン」という。）において示されていますが、本マニュアルにおいて、P F I 事業未実施地方公共団体への P F I 事業の普及を念頭に、地方公共団体の実務担当者にとっての見やすさ、わかりやすさ、使いやすさを重視し、P F I 事業実施手続の簡易化方法の解説を行いました。

本マニュアルに記載されている簡易化方法においては、施設整備業務の比重の大きい事業や維持管理・運営業務の内容が定型的な事業であり、過去の P F I 事業において同種事業の実績が数多く存在する事業を対象にしました。

特に、従来の公共調達手法や通常の P F I 事業の実施に関する手続からの手続期間の短縮及び事務負担の軽減に焦点を当て、具体的な対応策について解説しています。

また、専門的な知識が必要となる手続への対応については、P F I 事業手続を進めていく中で必要な業務についても、地方公共団体とアドバイザー間における業務分担を示し、P F I 手続におけるアドバイザーの活用についても触れるとともに、P F I 実施手続に必要な書類を作成する際の業務負担の軽減のため、標準契約や各種書類の作成素材を作成しています。

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(1)-⑨ 民間提案制度に係る規定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（抜粋）

（実施方針の策定の提案）

第 6 条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

（公共施設等の管理者等における情報提供・体制整備）

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（抜粋）

ステップ 1. 事業の提案

1-2 民間事業者からの提案

（略）

(1) 管理者等の情報提供・体制整備

① 民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を適切に行うため、窓口の明確化や庁内検討体制を整備しておく必要がある。

② 民間からの提案を積極的かつ効率的に受け付けるため、管理者等から、今後事業として実施できる可能性のある事業一覧を短期計画や長期計画として公表することも考えられる。

③ 民間事業者から情報提供について相談があった場合においては、有益な提案を促すため、P S C（Public Sector Comparator：公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値）算出の参考となる資料について、可能な範囲で適切に情報提供を行う必要がある。特に、既存の公共施設等に対する運営事業の民間提案を行う際に情報提供の要求がなされた場合は、当該公共施設等の過去の財務データや事業見通し等を提供することが望ましいと考えられる。

（略）

（民間提案に必要な書類）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）（抜粋）

（実施方針の策定の提案の添付書類）

第 1 条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 6 条第 1 項に規定する内閣府令で定める書類は、特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類とする。

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（抜粋）

ステップ 1. 事業の提案

1-2 民間事業者からの提案

(2) 民間提案に必要な書類

通常実施されている可能性調査の項目を踏まえ、以下の内容が基本であると考えられる。

① 特定事業の案

- ア 公共施設等の種類
- イ 公共施設等の設置に関する条件
- ウ 公共施設等の概要
- エ 公共施設等の維持管理・運營業務の概要
- オ 想定する事業スキーム
- カ 事業スケジュール
- キ リスク分担

※ なお、民間事業者の判断により、提案の時点で民間事業者が把握している法的課題（特定事業実施上の規制・制約等）を提出することも可能。

② 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果

③ 評価の過程及び方法

- ア 支払いに関する評価の過程及び方法（独立採算型事業の場合は、事業の採算性の評価等）
- イ サービス水準に関する評価の過程及び方法

（民間提案に対するインセンティブ）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成25年9月20日閣議決定）（抜粋）

二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

(8) 民間提案を受けて策定した実施方針に基づき選定された特定事業につき、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定を行う際は、当該民間提案が当該実施方針策定に寄与した程度を勘案して、当該提案を行った民間事業者を適切に評価すること。

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン（抜粋）

ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表

4-1 民間事業者の募集、評価・選定

(13) 民間提案が実施方針の策定に寄与した程度について提案内容の先進性等を勘案し、公平性・透明性・競争性の確保に留意しつつ、当該提案に対し加点評価を行うなど、適切に評価する。原則として、知的財産に該当するものが評価対象となるが、知的財産に該当しないものについても、個別の事業の内容等に応じ、事業者選定の公平性・透明性・競争性の確保に留意した上で、評価対象を幅広く判断することも可能である。

(14) 実施方針の策定に寄与する提案とは、個別の案件ごとに判断されるべきものであるが、例えば、以下のものが考えられる。

- ① 従来事業実施が難しいと考えられ、実施されていなかった分野や業務について、P F I による事業実施を可能とするような優れた提案がなされた場合。
- ② P F I 事業の実績がある分野や業務において、より効果的・効率的な事業実施を実現するような優れた提案がなされた場合。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(1)-⑩ P F I 事業民間提案推進マニュアル（平成 26 年 12 月）

(構成)
はじめに
1. 民間提案について
2. 民間提案の実施手続について
(1) 対象事業の抽出（事例：福岡市「民間提案」の募集対象事業一覧表）
(2) 提案受付 － ①受付・問合せ窓口（事例：横浜市「共創フロント」）
－ ②提案書作成に必要な情報の提供（事例：神戸市「公民連携推進室」）
－ ③提案書の記載項目
(3) 提案の検討 － ①検討体制（事例：静岡市、群馬県）
－ ②検討項目
－ ③検討結果の通知・公表（事例：岐阜県）
(4) 実施方針の策定（事例：民間提案に対する評価の反映（我孫子市、新潟市、さいたま市）
3. 地域企業のノウハウ習得・地域人材の育成について（事例：「福岡 P P P プラットフォーム」）
別冊 提案書（フォーマット例）
(1) 提案する事業及び提案者
(2) 特定事業の案（公共施設等の種類、概要、維持管理・運營業務の概要、リスク分担案等）
(3) 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果
(4) 評価の過程及び方法（P S C 及び P F I 事業の L C C を算出するための過程及び方法）
(注) 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-(2)-① PFI事業の実施プロセスに係る規定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（抜粋）

（実施方針）

第 5 条 公共施設等の管理者等は、第 7 条の特定事業の選定及び第 8 条第 1 項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。
 - 一 特定事業の選定に関する事項
 - 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
 - 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
 - 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
 - 五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
 - 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
 - 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

（実施方針の策定の提案）

第 6 条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

（特定事業の選定）

第 7 条 公共施設等の管理者等は、第 5 条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（民間事業者の選定等）

第 8 条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

- 2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、事業契約において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等（第 16 条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあっては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等）を行うことができる。

(客観的な評価)

第 11 条 公共施設等の管理者等は、第 7 条の特定事業の選定 及び第 8 条第 1 項の民間事業者の選定 を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

- 2 公共施設等の管理者等は、第 8 条第 1 項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

(選定事業の実施)

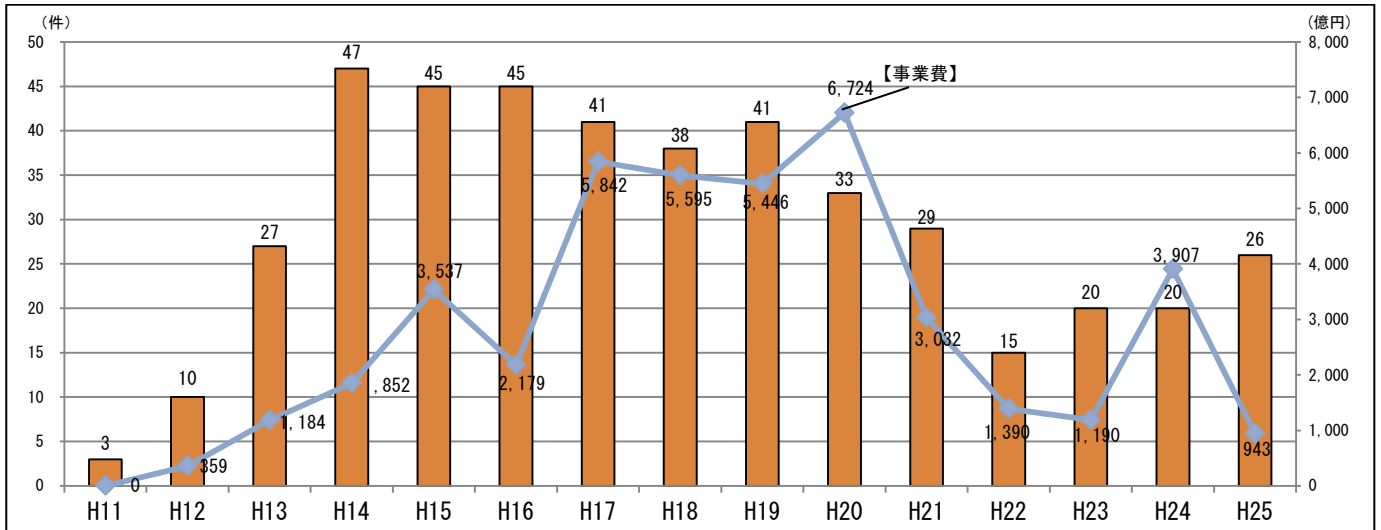
第 14 条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第 16 条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第 22 条第 1 項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。

- 2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業契約において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

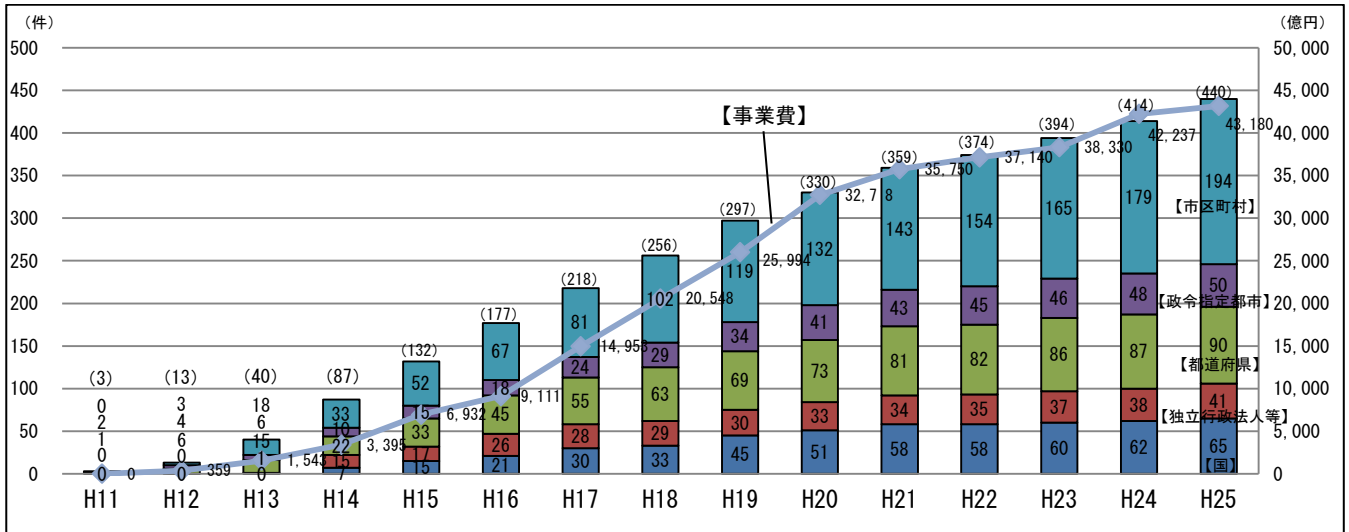
図表 1-(2)-② PFI 事業の実績（平成 25 年度末時点）

表 1 事業数及び事業費の推移（年度別）



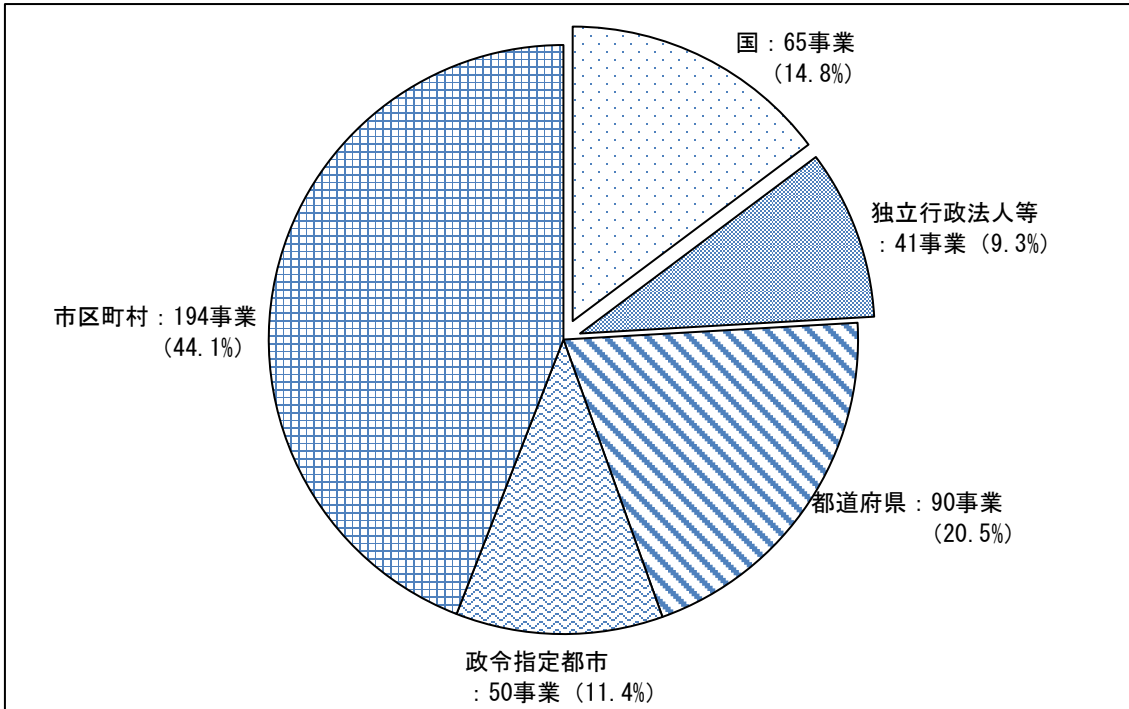
(注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。
2 事業費は、契約年度ごとに計上している。

表 2 事業数及び事業費の推移（累計）



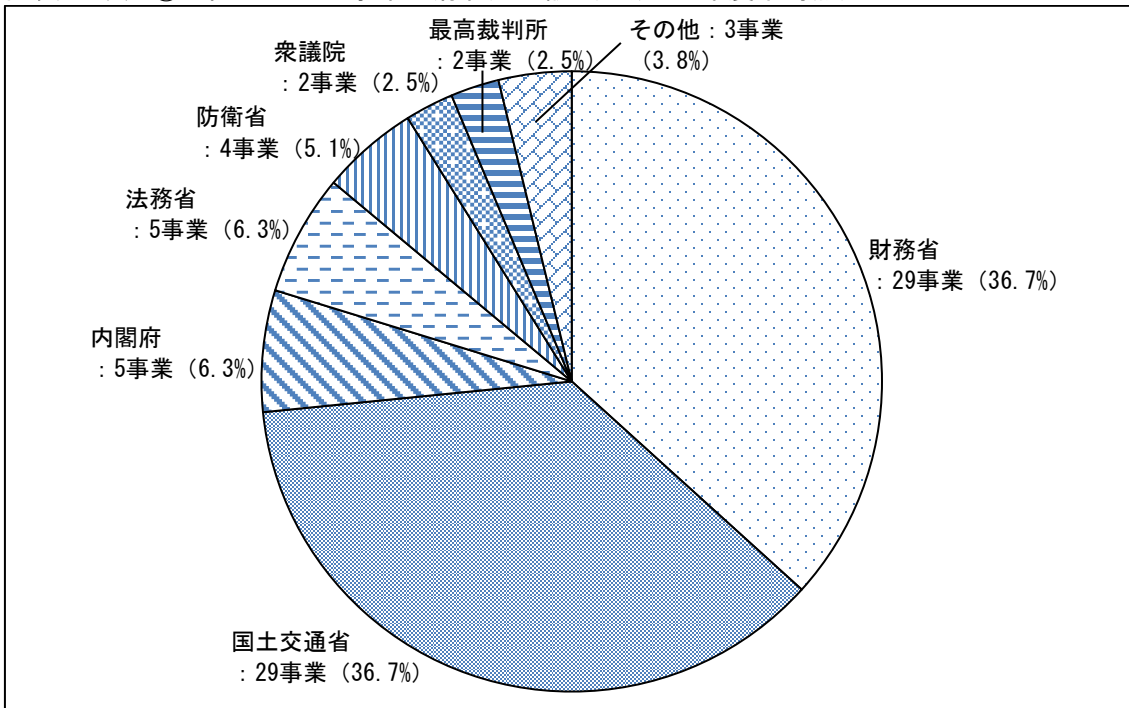
(注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。
2 サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含まない。
3 事業費は、公共施設等の管理者が公表した落札金額、提案価格又は契約金額を計上したものであり、また、公的負担のない事業についての事業費は含まない。
4 国には、1府11省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）のほか、衆議院、参議院、最高裁判所を含む。
5 国と市区町村の共管事業は国に、都道府県と市区町村の共管事業は都道府県に分類している。
6 独立行政法人等には、各国立大学法人を含む。
7 平成 25 年度末時点では政令指定都市であるものの、実施方針公表時点では政令指定都市でなかった場合については、市区町村の実績として計上している。
8 市区町村には、一部事務組合を含む。

図表 1-(2)-③ 事業主体別のPFI事業数（平成 25 年度末時点）



(注) 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-(2)-④ 国のPFI事業の府省別内訳（平成 25 年度末時点）

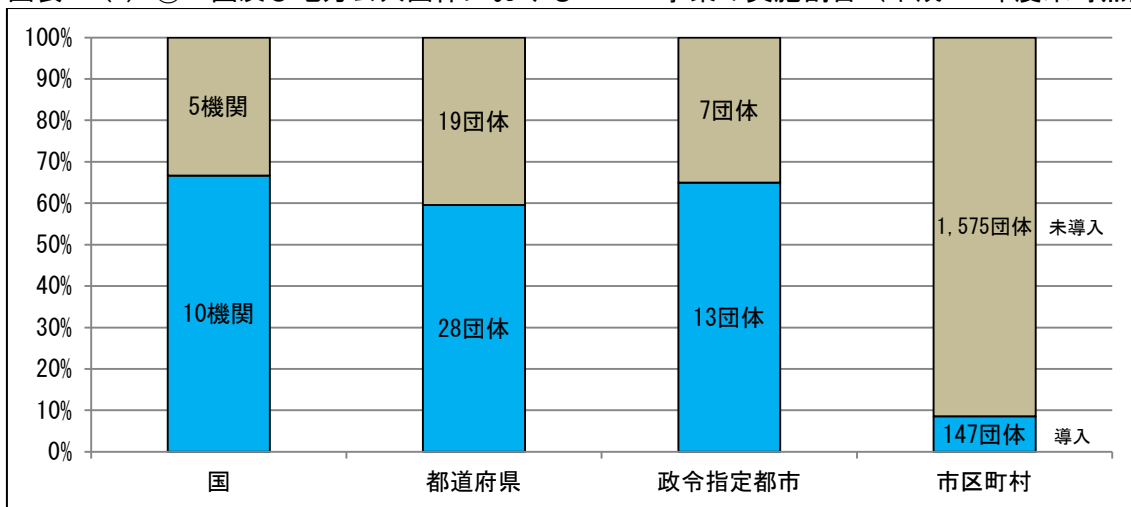


(注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。

2 複数府省共管の事業（計 14 件）は、それぞれの区分に計上している。

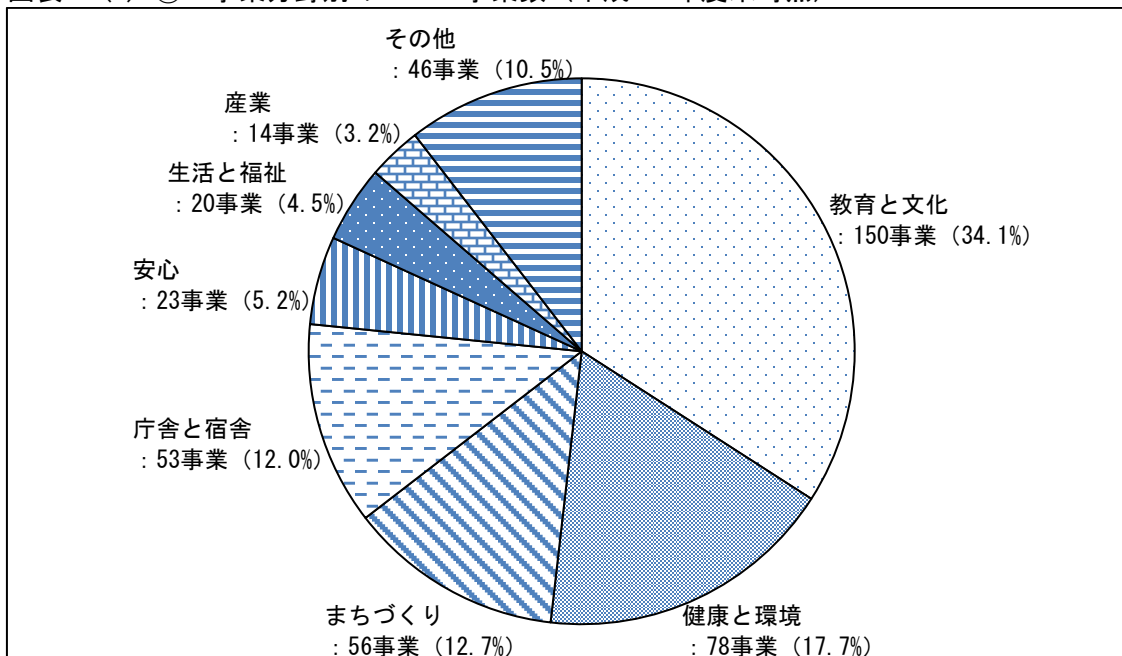
3 「その他」は、文部科学省、外務省、参議院である。

図表 1-(2)-⑤ 国及び地方公共団体における P F I 事業の実施割合（平成 25 年度末時点）



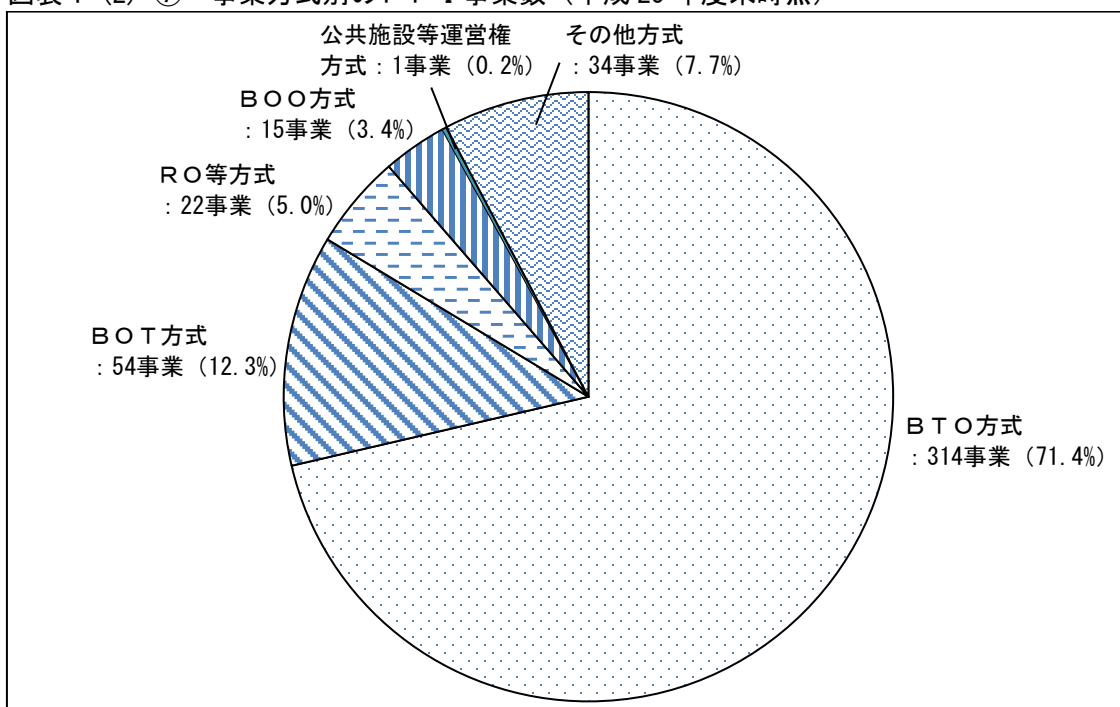
- (注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。
 2 国は、1 府 11 省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）のほか、衆議院、参議院、最高裁判所の合計 15 機関。
 3 平成 25 年度末時点では政令指定都市であるものの、実施方針公表時点では政令指定都市でなかった場合については、市区町村の実績として計上している。
 4 都道府県、政令指定都市、市区町村の母数（都道府県 47、政令指定都市 20、市区町村 1,722）は、平成 25 年度末時点のもの。

図表 1-(2)-⑥ 事業分野別の P F I 事業数（平成 25 年度末時点）



- (注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。
 2 教育と文化（学校、図書館、美術館、ホール等）、健康と環境（病院、斎場、浄化槽等）、まちづくり（駐車場、空港、公園、公営住宅等）、庁舎と宿舍（事務庁舎、宿舍等）、安心（警察施設、消防施設、刑事施設等）、生活と福祉（老人福祉施設等）、産業（卸売市場、観光施設等）、その他（複合施設、道の駅等）

図表 1-(2)-⑦ 事業方式別の P F I 事業数 (平成 25 年度末時点)



- (注) 1 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。
- 2 BOT方式とは、「Build-Transfer-Operate 方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工直後に公共部門に施設所有権を移転後、公共部門の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式である。
- 3 BOT方式とは、「Build-Operate-Transfer 方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工後も対象施設を所有し続けたまま維持管理及び運営を行い、事業期間終了時に公共部門に施設所有権を移転する事業方式である。
- 4 BOO方式とは、「Build-Own-Operate 方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、これを所有したまま維持管理及び運営を行う点ではBOT方式と同じだが、事業期間終了時に、選定事業者が対象施設を解体・撤去する点が異なる。
- 5 RO方式とは、「Rehabilitate-Operate 方式」の略で、選定事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を事業期間終了時まで行う事業方式である。
- 6 RTO方式とは、「Rehabilitate-Transfer-Operate 方式」の略で、選定事業者が対象施設を改修し、完工直後に公共施設の改修部分の所有権を移転後、公共部門の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式である。

図表 1-(3)-① 成長戦略進化のための今後の検討方針 (平成 26 年 1 月 20 日産業競争力会議) (抜粋)

III. 成長の果実の地域・中小企業への波及と、持続可能性のある新たな地域構造の創出

⑤ PPP/PFIの活用促進に向けた事業環境・体制の整備

「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定)の着実な推進を図ることにより、真に必要な社会資本の整備・維持更新と財政健全化を実現しつつ、インフラ運営を担う競争力のある事業者の育成とインフラ運営市場の拡大を図る。このため、インフラ事業におけるPPP/PFIの活用をより促進するための地方公共団体への理解の醸成促進及びインセンティブの付与とともに、民間事業者の参入意思決定を容易にするための財務書類等インフラ事業情報の整備・開示等の環境整備、事務手続きの簡素化及び受け皿となる民間セクターの運営ノウハウ蓄積を円滑に進めるための専門家の育成・活用等の体制整備等の活用促進策について検討を加える。

また、地方道路公社の有料道路事業におけるコンセッション制度の活用については、「構造改革特別区域の第 23 次提案等に対する政府の対応方針」(平成 25 年 10 月 11 日構造改革特別区域推進本部決定)に基づき、平成 25 年度中に結論を得て、できるだけ早期に法制上の措置を講ずる。

図表 1-(3)-② 空港における公共施設等運営権制度の導入状況

- 国土交通省では、空港への公共施設等運営権制度の導入を推進するため、平成 25 年に「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」（平成 25 年法律第 67 号）（以下「民活空港運営法」という。）を制定し、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業とで異なっている運営主体について、公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法令の特例を設ける等の所要の措置を講じることとされている。
- 兵庫県では、コウノトリ但馬空港における空港基本施設とターミナルビル施設、駐車場など空港周辺施設の運営を一体化し、効率的な運営体制を構築するため、平成 26 年 6 月に公共施設等運営権を設定し、平成 27 年 1 月 1 日に、但馬空港運営事業を開始している。同事業は、空港基本施設とターミナルビル等の管理運営の一体化により、業務の効率化及び経費の節減を図ることを目標としており、公募によらず随意契約で運営権者を設定していること、運営権対価を設定しないことなど、通常の公共施設等運営権事業とは異なる形態を取っているが、内閣府では、公共施設等運営権方式による最初の事業であるとしている。
- また、国土交通省では、仙台空港における滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を、民間の資金及び経営能力の活用により一体的に行い、内外交流人口の拡大等による東北地方の活性化を図ることを目的として、仙台空港特定運営事業を実施することとしている。同事業は、平成 26 年 4 月に実施方針が公表され、28 年 3 月の事業開始を目指している。
- さらに、関西国際空港及び大阪国際空港については、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生及び強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大等を目的として、両空港の経営統合を行い、事業を運営する権利を一体で民間事業者が付与することが検討され、平成 23 年に「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成 23 年法律第 54 号）が制定された。これに基づき、両空港では、平成 24 年 7 月に新関西国際空港株式会社の下、経営統合が行われ、現在、同社が両空港を一体的に運営している。同社は、平成 26 年 7 月に実施方針を公表し、28 年 1 月頃の事業開始を目指している。
- このほか、静岡空港、高松空港等において、公共施設等運営権導入に向けての検討が行われている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-③ 空港運営権事業に係る事例

事例①（コウノトリ但馬空港）	
【名称】	但馬空港運営事業
【公共施設等の管理者等】	兵庫県知事
【公共施設等の所在地】	兵庫県豊岡市上佐野及びその周辺
【事業期間】	事業開始日から5年を経過する日が属する年度末まで
【選定事業者】	但馬空港ターミナル株式会社
【業務範囲】	
① 空港運営事業	空港の維持管理業務、空港の運営業務、着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出並びにその収受
② 空港航空保安施設運営事業	空港航空保安施設の維持管理業務、空港航空保安施設の運営業務、空港航空保安施設の使用料金を設定する場合、国土交通大臣及び県への届出並びにその収受
③ 環境対策業務	
④ その他附帯する事業	運営権者が実施義務を負う事業・業務（ターミナルビル事業等）、運営権者が任意で行う事業・業務、利用料金の設定及びその収受
【スケジュール】	
平成 26 年 4 月 11 日	実施方針公表、特定事業選定・公表
5 月 19 日	民間事業者の選定
6 月 11 日	公共施設等運営権の設定
7 月 28 日	運営権実施契約の締結
平成 27 年 1 月 1 日	運営開始

(注) 但馬空港運営権実施契約等に基づき、当省が作成した。

事例②（仙台空港）	
【名称】	仙台空港特定運営事業等
【公共施設等の管理者等】	国土交通大臣
【公共施設等の所在地】	宮城県名取市下増田字南原
【事業期間】	事業の開始時期から最長 65 年間
【業務範囲】	
① 空港運営等事業（滑走路等の維持管理・運営、着陸料等の設定・収受等）	
② 空港航空保安施設運営等事業（航空灯火等の維持管理・運営等）	
③ 環境対策事業（緑地帯その他の緩衝地帯の造成・管理等）	
④ ビル・駐車場事業（旅客・貨物ビル施設事業、駐車場施設事業）	
【スケジュール】	
平成 26 年 6 月	特定事業の選定、募集要項等の公表
平成 27 年 8 月頃	優先交渉権者の選定
11 月頃	運営権の設定、実施契約の締結
平成 28 年 3 月下旬	運営開始

(注) 仙台空港特定運営事業等実施方針等に基づき、当省が作成した。

事例③（関空・伊丹空港）

【名称】 関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等

【公共施設等の管理者等】 新関西国際空港株式会社 代表取締役社長

【公共施設等の所在地】 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地、
大阪府豊中市蛍池西町3丁目555番地 他

【事業期間】 平成27年度中を想定する事業の開始時期から平成71年度末までの45年間

【業務範囲】

① 特定空港運営事業に係る業務

- ・ 空港基本施設（滑走路、誘導路、エプロン等）及び不可分一体をなす付帯施設（駐車場、排水施設、道路等）、空港航空保安施設、空港機能施設（旅客施設、貨物施設等）、空港利便施設（事務所、宿泊施設等）等の運営・維持管理業務
- ・ 環境対策事業
- ・ 附帯業務（空港事務所への土地貸付業務、新関空会社への事務所貸付等）

② 管理受託業務

- ・ 関西国際空港における給油施設の管理受託事務
- ・ 関西国際空港連絡鉄道線鉄道施設の管理受託事務

③ その他の業務

- ・ 売却予定移転補償跡地の賃借及び管理・処分受託事務
- ・ 新関西国際空港株式会社から株式を譲渡された新関西国際空港株式会社のグループ会社が事業開始日時点において実施している事業（新関西国際空港株式会社が委託している業務については、運営権者が委託を継続する。）

【スケジュール】

平成26年9月	特定事業の選定
10月	関心表明書の受付
11月	募集要項等の配布
平成27年7月頃	優先交渉権者の選定
9月頃	運営権の設定、実施契約の締結
平成28年1月頃	運営開始

(注) 関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等実施方針等に基づき、当省が作成した。

図表 1-(3)-④ 空港への公共施設等運営権制度導入の動き

空港名	具体的な取組内容
北海道内の空港	「空港運営に関する有識者懇談会報告書」の提言等を受けて、北海道は、道内 13 空港の関係者からなる「道内空港の運営に関する検討会議」を平成 24 年に設置
静岡空港	平成 24 年に静岡県が行った導入可能性調査の結果、静岡県と静岡空港株式会社との単純収支合算では赤字となるが、制度導入によるコスト削減や収益増加の可能性により、将来的な黒字化は可能な範囲であるという結論であった。今後は、新たな空港経営を実現するために設置された「先導的空港経営推進会議」からの助言や公共施設等運営権制度の導入を進めている仙台空港の事例を参考にして検討を重ね、早ければ平成 31 年度に公共施設等運営権を導入することを考えているとしている。
広島空港	空港運営権の民間委託導入について検討するため、広島県は、平成 24 年度、広島空港の運営に関する調査検討事業を実施
高松空港	平成 25 年度、国土交通省の先導的官民連携支援事業の補助を受け、香川県は、高松空港における運営権委託導入検討調査を実施
福岡空港	平成 26 年 11 月、福岡県及び福岡市から「民間委託に関する手続きを円滑に進めてほしい」旨の意見書が国土交通省へ提出されたところ
有明佐賀空港	平成 23 年度、国土交通省の先導的官民連携支援事業の補助を受け、佐賀県は、民間運営委託検討調査を実施

(注) 当省調査及び国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-(3)-⑤ 上水道における公共施設等運営権制度の導入状況

<p>○ 厚生労働省では、従来、公表していた水道事業に関する官民連携関係の手引きである「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」(平成 20 年 6 月策定)、「第三者委託実施の手引き」(平成 23 年 3 月改訂)及び「水道事業における P F I 導入検討の手引き」(平成 19 年 3 月策定)を集約するとともに、公共施設等運営事業に関する事項を追記するなど各種情報を更新し、平成 26 年 3 月に「水道事業における官民連携に関する手引き」を作成し、水道事業に公共施設等運営権制度を導入する際のポイントとなる事項についてとりまとめている。</p> <p>○ さらに、同省では、集中強化期間取組方針の目標を達成するため、上水道事業の運営に民間事業者を活用することを具体的に検討している地方公共団体からの聞き取りや、広く地方公共団体に対する呼びかけを必要に応じて実施することとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-⑥ 水道事業における官民連携に関する手引き (平成 26 年 3 月) (抜粋)

<p>3. コンセッション型における検討内容</p> <p>3.1. コンセッション導入における検討事項</p> <p>ここでは、水道事業にコンセッション制度を導入する際のポイントとなる事項についてとりまとめる。</p>
--

3.1.1. 水道事業の経営主体及び認可

1. コンセッション制度により水道事業運営を行う場合、経営主体は当該地方公共団体以外の運営権者（以下「運営権者」という。）となるため、事業を引き継ぐ運営権者が水道法に基づく水道事業の経営認可の申請手続きを行うとともに当該地方公共団体は事業の廃止許可の手続きを行う。

〔解説〕

1. について

水道法第 6 条（事業の認可及び経営主体）の規定により、水道事業を運営しようとする者は厚生労働大臣または都道府県知事の認可を受けなければならないとされている。また、民間資金を活用したコンセッション制度等を導入する際の基本方針が示された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 25 年 9 月 20 日閣議決定）の中にも、「事業を運営するには、各事業法に基づく許可等を受けることが必要」との記載があり、ここでいう許可等とは、水道法上の事業の認可にあたる。このためコンセッション制度を利用して水道事業運営を行おうとする運営権者は、厚生労働大臣または都道府県知事に対して水道事業の経営認可の申請を行うことが必要である。

一方、水道法第 8 条（認可基準）第 4 号の規定により、当該地方公共団体と運営権者とで給水区域が重複することは認められないため、運営権者が事業の認可を受ける場合には、それまで認可を受けていた当該地方公共団体の水道事業者等は、水道法第 11 条（事業の休止及び廃止）の規定により廃止の許可を受ける必要がある。

なお、水道事業の継続性を確保するため、当該地方公共団体による事業の廃止許可日と運営権者による事業の経営認可日の間に事業の空白期間が生じないように慎重に各申請手続きを進めることが必要である。

地方公共団体以外の運営権者が認可の申請をする場合、認可を受けた後において、水道料金等の供給規程に定められた条件を変更しようとする際には、厚生労働大臣または都道府県知事の認可が必要となる。その際の認可は水道法第 11 条の事業の変更認可にはあたらないため、水道料金のみを変更しようとする場合などは、料金の算定根拠やそれに関連する財務状況に関する資料等を申請書類として添付することとなる。

図表 1-(3)-⑦ 下水道における公共施設等運営権制度の導入状況

国土交通省では、公共施設等運営権を活用した下水道施設を整備するための指針として、平成 26 年 3 月に、「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」を策定している。なお、同省では、同ガイドラインは、実施事例が存在しない公共施設等運営権方式について先行的に解説したものであり、今後の下水道分野における P F I 事業の進展に応じて見直しを行っていくこととしている。

（注）当省の調査結果による。

図表 1-(3)-⑧ 道路における公共施設等運営権制度の導入状況

国土交通省は、平成 24 年 3 月に愛知県から、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とするよう構造改革特別区域提案を受けた。これを受けて、平成 26 年 5 月、構造改革特別区域推進本部決定により、新たに構造改革特別区域において、公共施設等運営権を有する民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）の特例を設けることとされ、27 年 4 月「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-⑨ 公共施設等運営権制度及び指定管理者制度の一体的手続に係る状況

- 内閣府は、公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定について、手続を一体的に行えるよう、条例の制定等に関して留意すべき事項を公共施設等運営権ガイドラインにまとめ、平成 25 年 6 月に公表した。
- また、空港、上水道及び下水道事業の公共施設等運営権設定時における指定管理者制度の必要性について、各施設の所管省と指定管理者制度を所管する総務省が協議を行い、その結果、下水道については、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の解釈において、民間事業者による公共施設の使用許可等の公権力の行使は実施できないことと整理されていること、上水道については、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定により、市町村以外の者であっても厚生労働大臣の認可及び市町村長の同意を得れば水道事業者の権限を行使することができることとされていること、空港については、民活空港運営法の規定により、空港運営権者も空港供用規程及び空港保安管理規程を策定し、これにしたがって自ら管理の作用を行うことができるとされていることを踏まえ、それぞれ公共施設等運営権の導入に当たって、指定管理者の指定は不要であると結論づけられている。
- さらに、総務省では、地方公共団体における公共施設等運営権制度の導入を促進する観点から、導入の際に必要な手続の詳細、手続の省略・短縮の可能性について調査研究を行い、その結果を、「地方公共団体における公共施設等運営権制度導入手続調査研究報告書」（平成 26 年 3 月）として取りまとめ公表したほか、同年 6 月には、上記の協議結果を踏まえ、公共施設等運営権制度と指定管理者制度の適用関係を整理し、両者の併用が不要なケース等を、都道府県及び市区町村に対して通知している。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-⑩ 公務員の出向等に関する法的根拠の整備状況

空港等において公共施設等運営事業を実施する場合、従来、公務員が担ってきた運営業務を民間事業者が行うことになることから、空港の効率的な業務の遂行を図るためには、経験、ノウハウを有する公務員を民間事業者である運営権者へ派遣することが必要とされている。しかし、公務員の民間事業者への出向等については、現行制度では、派遣の目的や派遣先等の制約が存在することから、内閣府では、公務員を運営権者へ出向させるため、PFI法の改正を検討しているところであり、平成 27 年 3 月 24 日に同法の改正案が閣議決定されている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-⑪ 地方公共団体の取組状況

(1) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する事業及び複数施設の整備を束ねて一つの事業とする包括的な契約	
北九州市	<p>市は、収益施設の併設、業績連動制、複数施設を束ねた包括的契約を活用した以下の2つの事業を実施している。</p> <p>i) 平成21年(実施方針公表)の黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備等PFI事業は、緑地、図書館、ホール等の公共施設を整備・運営するほか、マンション、スーパーマーケット等の民間収益施設を併設している。また、これらの施設に係るサービス購入料について、市が設定する指標の基準を上回る場合はサービス購入料を増額、下回る場合は減額することとしている。</p> <p>ii) 平成18年(実施方針公表)の市立思永中学校整備PFI事業は、学校施設(校舎、屋内運動場、プール等施設、屋外運動場及び付帯設備)の整備・運営を行うほか、事業地内において独立採算型の民間収益事業として、「大学院・地域連携センター」を建設し、地元大学による運営を行っている。大学院・地域連携センターでは、会議室、スタジオ等の施設を貸し出しており、また、事業契約において、中学校に併設したプールの運営に係るサービス購入料について、インセンティブ制及びペナルティ制を設けている。</p> <p>なお、市では、PPP/PFIを推進するためには、市の職員に対しその必要性について啓発する必要があるとして、「PPP(公民連携)フォーラム」(注)を開催するとともに、市におけるPFIの具体的事例等について取りまとめた冊子を配付しており、この冊子の中で、市立思永中学校整備PFI事業の紹介を行っている。</p> <p>また、アクションプランの策定前から事業担当部局に対し、実施方針を策定する前の段階において、収益施設の併設を検討するよう要請している。</p> <p>(注)平成21年度及び22年度に1回ずつ開催。</p>
まんのう町	<p>平成22年(実施方針公表)の町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業において、PFIを活用し、中学校、町民体育館及び町立図書館の整備に当たり、これらの事業を一の事業主体が一体的に行う契約とした。</p>
大洲市	<p>市内の幼稚園、小学校及び中学校のうち、旧耐震基準適用の16校(42棟)について、従来の入札契約方式では個別に発注していた耐震補強に係る業務や工事を包括して発注し、民間資金を活用して耐震補強の早期実現を図る事業を実施する予定である。</p>

(2) 公的不動産の有効活用

東京都	平成 16 年（実施方針公表）の神宮前一丁目民活再生プロジェクトにおいて、民活手法により広大な都有地の活用を図っている。これは、渋谷区神宮前の広大な土地に、老朽化した原宿警察署及び单身待機宿舎を P F I 手法によって移転・改築するとともに、その余剰地に定期借地権方式を活用して商業系施設や住宅を整備（P F I 付帯事業）したものである。都では、こうした P F I 事業と定期借地権による付帯事業との組合せによる相乗効果により、都が直接実施する場合との比較で、財政負担を 44%程度縮減することができたとしている。
群馬県	平成 25 年（事業契約締結）の学生寮上毛学舎再整備事業において、県有地を活用した P P P 事業を実施している。これは、世田谷区経堂の群馬県有地にある群馬県所有の学生寮を再建するにあたり、底地（注）の一部を民間に定期借地権で貸し付け、その借地料を財源として新たな学生寮と県職員の公舎を整備する方式で行うものである。 （注）借地権のついた宅地の所有権のことを指す。
奈良県	平成 20 年（事業契約締結）の県養徳学舎整備事業（P P P 事業）において、同様の取組を実施している。これは、文京区小日向の奈良県有地の一部に定期借地権を設定して民間事業者へ賃貸し、残りの敷地に養徳学舎（学生寮）を建設するものである。これにより、県は養徳学舎の再建に係る費用を定期借地権設定による地代収入の一部と相殺できる上、相殺した残りの地代収入は県の歳入として受け取ることができる。従前は維持管理費の一部を県が負担していたが、建替えにより部屋数が増加し、寮費等を増額したため、維持管理費はすべて寮費等収入で手当てできるようになった。県では、支出負担をなくすことができ、メリットが大きいとしている。
福岡市	平成 26 年（事業契約締結）の中央児童会館等建替え整備事業において、公的不動産を活用した P P P 事業を実施する予定である。これは、老朽化した児童会館を建て替えるための手法として、「定期借地・賃借入居方式」を採用することとし、市の土地を民間事業者へ賃貸し、民間事業者が建設・所有する複合施設に市が賃借入居するというものである。
紫波町	平成 24 年（事業契約締結）の新庁舎整備事業において、新庁舎とともに、民間テナント（飲食、物販等）及び町営の情報交流館（図書館・地域交流センター）で構成される官民複合施設（オガールプラザ）を整備している。この事業は、紫波中央駅前の町有地を活用し、町は民間床部分に設定された定期借地権による賃料収入を得ている。

（注）当省の調査結果による。